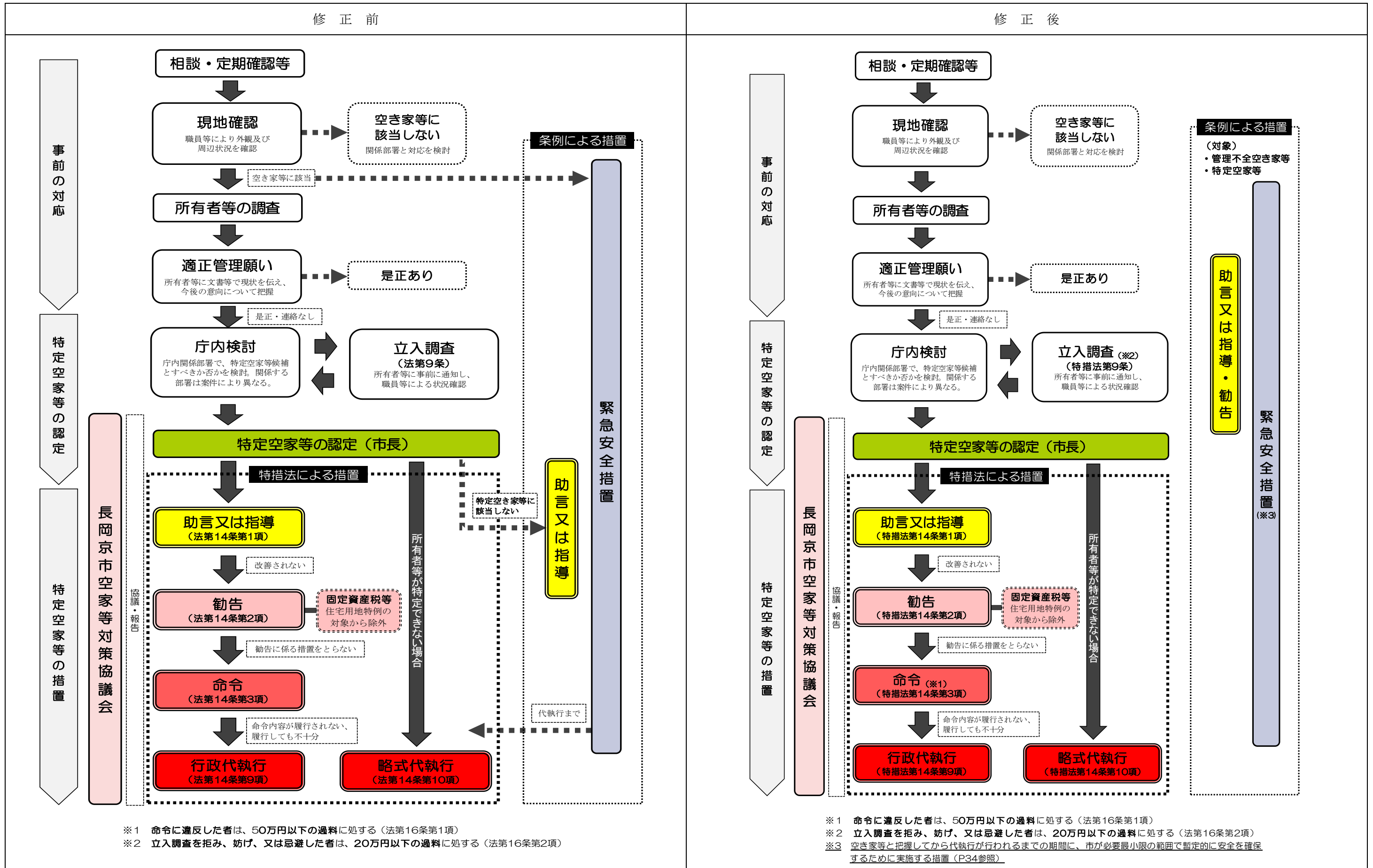


修正① P33 「特定空家等への対応の流れ」



修正② P34 「②周辺に著しい影響を及ぼす管理不全空き家等の緊急安全措置」、「緊急安全措置とは？」

修正前	修正後
<p data-bbox="124 338 1478 407">②周辺に著しい影響を及ぼす管理不全空き家等の緊急安全措置</p> <p data-bbox="124 407 1478 506">管理不全空き家等の危険度の切迫性が高く、当該空き家の所有者等がすぐに対応しない、もしくは判明しないときは、条例に基づき必要最低限の措置（緊急安全措置）を講ずるものとします。</p> <p data-bbox="172 667 483 747">緊急安全措置とは？</p> <p data-bbox="172 758 1448 888">例えば、空き家の屋根瓦が落ちて通行人に怪我をさせる恐れがある場合、その屋根瓦を除去し、安全を確保しなければいけません。このように、緊急に安全を確保するための措置を緊急安全措置といいます。</p>	<p data-bbox="1478 338 2840 407">②周辺に著しい影響を及ぼす管理不全空き家等の緊急安全措置</p> <p data-bbox="1478 407 2840 611"><u>空き家と把握してから代執行が行われるまでの期間に管理不全空き家等の状態が悪化し、人の生命、身体又は財産に対する危険度の切迫性が高く、当該空き家の所有者等がすぐに対応しない、もしくは判明しないときは、条例に基づき必要最低限の措置（緊急安全措置）を講ずるものとします。</u></p> <p data-bbox="1525 667 1837 747">緊急安全措置とは？</p> <p data-bbox="1525 758 2801 919">例えば、<u>屋根瓦の落下・飛散により、通行人や近隣住民に怪我をさせるおそれがある場合に、通行人等に危険を知らせる看板及びバリケードの設置やその状況に応じ屋根瓦の除去等、市が必要最小限の範囲で暫定的に安全を確保するために実施する措置を緊急安全措置</u>といいます。</p>